租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の延長
2	対象税目 ① 政策評価の	法人税:義(国税6)
	対象税目	法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税4)
	② 上記以外の 税目	
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】
4	内容	《現行制度の概要》
		〇特例措置の対象(特例措置を必要とする制度の概要)
		総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定
		国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取
		得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる
		制度
		・法人指定の期限: 令和8年3月 31 日
		·対象設備:機械·装置(2千万円以上)
		開発研究用器具・備品(1千万円以上)
		建物・付属設備・構築物(1億円以上)
		・特別償却の割合 : 機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の
		30%
		建物・付属設備・構築物⇒取得価額の 15%
		・税額控除の割合∶機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の
		8%
		建物・付属設備・構築物⇒取得価額の4%
		(当期法人税額の 20%を限度とする)
		・設備等取得の期間:法人指定の日から令和8年3月31日まで
		《要望の内容》
		総合特別区域法第 26 条に定められている国際戦略総合特区におい
		て適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置
		法第 42 条の 11 において令和8年3月 31 日が適用期限となっており、
		この適用期限を2年間延長し、令和 10 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》
		・総合特別区域法第 26 条
		•総合特別区域法施行規則第 15 条
		・租税特別措置法第 42 条の 11
		・地方税法第 23 条第1項第4号、第 72 条の 23 第1項、第 292 条第1
		項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和7年8月
	象期間	分析対象期間:令和4年度~令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 23 年度: 創設

平成 25 年度:拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加) 平成26年度:延長(2年間) 平成28年度:見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止 した上で、2年延長) 平成30年度:延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網 の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会 の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除 外)を見直した上で、2年延長) 令和2年度:延長(2年間) (対象事業の範囲 (水の確保が困難な地域における給排水システ ムの研究開発に関する事業、高度医療施設 の近接の患者用宿泊 施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患 者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画等の文字等で 特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業及びプログ ラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関 する事業を除外)を見直した上で、2年延長) 令和4年度:延長(2年間) (対象事業の範囲(付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品 の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研 究開発又は当該技術の活用に関する事業を除外)を見直した上 で、2年延長) 令和6年度:延長(2年間) (特別償却率及び税額控除の率、対象事業の範囲 (手術補助その 他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供す るロボットの研究開発又は製造に関する事業、情報通信技術を利 用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報シ ステム(電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関す るものを含む。)の研究開発に関する事業、高度な医療を提供す る医療施設又は医療設備の整備又は運営に関する事業及び産業競 争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除 外)を見直した上で、2年延長) 2年間(令和8年4月1日~令和10年3月31日) 適用又は延長期間 必要性 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ① 政策目的及 等 びその根拠 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進 することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図 る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域基本方針(平成 23 年8月 15 日閣議決定) 2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義 強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安 定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重 要である。 国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引す ることが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの

競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者

が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際 競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、 支援を行うものである。 これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地 域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及 び持続的発展に寄与するものである。 ·総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号) 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別 の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二 条第二項第二号イ又は口に掲げる事業を実施する法人(内閣府令で 定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の 認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)が 指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であっ て、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又 は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新た に取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備 品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置 法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、課税の特例の適用 があるものとする。 ② 政策体系に 政策6 地方創生 おける政策 施策6 地方創生に関する施策の推進 目的の位置 付け ③ 租税特別措 総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針 置等により において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意 達成しようと 義及び目標に関する事項が示されている。 する目標 〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決 を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性 化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済 の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。 国際戦略総合特区においては、現在6つの特区がそれぞれ定める特 区計画に基づきその目標とその達成時期を設けている。このうち4つの 特区において、本税制措置を活用して、特区目標に向けて取り組んで このため、税制措置を活用した計画が、特区の目標にどの程度寄与し たかの観点でみる。 【各特区において達成すべき水準(目標値)】

本税制措置を適用した又は今後適用予定の4つの特区においては、 それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は 前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施 策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数 値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。

特区の数値目標においては、主に新たな製品生産などを目的にしているものは生産高など、新しい分野に係る研究開発などを目的にしているものは研究開発の成果に現れる指標(薬事申請数など)、また共通する項目としてこれらの取組により生み出された企業進出数など、特区を持つ自治体において、本税制措置の適用により設備投資が行われることで製造・開発拠点が形成されることの効果指標として適切なものを中心に指標とした。

○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

評価指標:特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済が思

数値目標:特区関連事業の進出企業及び機関数 令和4年度~令和8年度 累計:50件

〇アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

評価指標:中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標:航空宇宙産業の生産高

10,818 億円(令和元年度)→10,818 億円(令和7年度)

※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復

※令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績等を踏まえ、引き続き「10,818億円」とする方向で検討中。

○関西イノベーション国際戦略総合特区

評価指標:研究結果による効果

数値目標:特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年~令和7年度:累積60件

(令和8年度:累積63件※)

※当該特区では、令和8年度までを目標期間として設定して おり、令和7年度は参考値

○グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標: 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数值目標:年間売上高

約0.2 兆円(平成22年12月)→約5.71兆円(令和7年度) ※令和8年度及び9年度の目標については、現在検討中の 新区域計画に記載することとしているが、これまでの実績 等を踏まえ、「令和8年度:3.88兆円、令和9年度:4.02兆 円」とする方向で検討中。

④ 政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。

			実現による	これにより、 産高・年間 が実現され	売上高、					-	
				京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。							
				アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、本税制措置の活用によって、日本で唯一の材料を含む研究開発から設計・開発、製造・販売、保守管理までの一貫体制が構築され、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。							
				関西イノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。							
				グリーンアジア国際戦略総合特区においては、本税制の活用によって、電気自動車や燃料電池自動車等の環境配慮型自動車の開発・生産拠点、半導体や有機 EL 等のグリーンデバイスの開発・生産拠点及び産業用ロボット等の環境配慮型高機能製品の開発・生産拠点の形成が促進され、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点構築の促進に繋がる。							
				このように、各特区が設けた総合特区計画の達成実現によって、当該 産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも 相まって、政策目的である「産業の国際競争力の強化及び地域の活性 化に関する施策を総合的かつ集中的に推進すること」に寄与する。							
10	有効性 等	1	適用数	《延長分》法			△ 1□ ○	△ 1⊓7	△ 100	<u>م</u> ت	
	•			年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)	
				特別 償却	_	1	_	_	_	_	
				税額 控除	4	3	8	13	10	6	
				【算定根拠】 別紙のとおり (適用法人数)当該年度に税制措置を活用した法人の数							
		2	適用額	《延長分》単位:百万円							
				年度 区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和7 (見込)	令和8 (見込)	令和9 (見込)	
				適 特別 用 償却	_	48	_	_	_	_	

	!			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	т			1		
		額 税額 控除	46	320	392	3,815	5,973	3,730		
		【算定根拠別紙のとお (適用額)記 額控除の記	。 り 認定を受	けた事業	に係る説	设備投 資	ううち、	特別償	却及び税	
3	減収額	《延長分》	 単位:百万	5円						
		年度区分	令和4	令和5	令和6 (見込)	令和 (見辺			令和9 見込)	
			特別 法 償却	_	12	_	_	-	_	_
		人 税額 税 控除	50	352	442	4,30	7 6,7	743	4,114	
		法人住民税	_	0.7	_	_	_	_	_	
		法人事業税	1.2	8.8	10	99	15	55	96	
							<u>.</u>	<u>.</u>		
		【算定根拠 別紙のとお	_							
	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 〇達成目標の実現状況 本税制措置を適用した国際戦略総合特区4区域においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。 ※分析対象期間は令和4年度からだが、2つの特区(アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区及びグリーンアジア国際戦略総合特区)の目標設定期間が令和3年度からであり、また前回評価時においては令和元年度以降について記載していたことから、以下の表は令和元年度からで統一している。 なお、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区については、第3期区域計画(令和4年度~令和8年度)において数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。								
		〇京浜臨海 評価指標: 済効果 数値目標:	特区事	業の実施 連事業の	によるラ	イフイノ・	ベーショ		こおける経 (単位:人)	

※ 1		適用事業	特区目標(累計の進出企業及び機関数)			
		数(件)	目標値	実績値	うち税制適用 事業者分	
I I]3年度 ※2	3	1	1	1	
令和]4年度	3	6	8	0	
令和]5年度	0	8	8	0	
令和	16年度	0	12	12	0	
	17年度 見込)	0	12	1		
I I	18年度 見込)	1	12	_	_	

出典:特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用 事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※1本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表に は令和8年度まで記載している。

※2令和4年度からの新計画のため、目標も令和4年度から設定。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画(令和4年度~令和8年度)が始まった令和4年度以降税制を活用した事業は3件あり、令和4年度から令和6年度にかけて進出企業数が12社あるほか、今後、既存の税制適用事業者による新規事業実施が令和8年度に1件見込まれている。これらの取組の結果、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。

【参考】

評価指標:特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果

旧数値目標:特区関連事業による就業者の増加数

5年間(平成29年度~令和3年度)累計:1,500人(単位:人)

	適用事業数	特区目標(就業者の増加数)※				
	適用事未致 (件)		実績値	うち税制適用 事業者分		
令和元年度	0	200	136	0		
令和2年度	1	100	-18	О		
令和3年度	3	110	525	205		

出典:特区自治体の適用事業者向け実績調査に基づく

※本特区は、第2期区域計画(平成29年度~令和3年度)が終了しており、第3期区域計画(令和4年度~令和8年度)では、事業の進捗状況等をより適切に把握する観点から、数値目標を「特区関連事業による就業者の増加数」から「特区関連事業の進出企業及び機関数」へ切り替えており、前目標は令和3年度までで集計を終了している。

〇アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

評価指標:中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標:航空宇宙産業の生産高

10,818 億円(令和元年度)→10,818 億円(令和7年度)

※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復 (単位・億円)

				(単位: 18日)	
	'本田市	特区目標(推計生産高)			
	適用事 業数(件)	目標値	実績値	うち税制適用	
	未数(計)	日保旭	夫棋胆	事業者分	
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9	
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0	
令和3年度	2	10,818	6,843	0.3	
令和4年度	0	10,818	6,146	0	
令和5年度	2	10,818	7,339	0.9	
令和6年度	2	10,818	8,659	精査中	
令和7年度	4	10,818	_	_	
(見込)					

出典:特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用 事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、新型コロナウイルス感染症収束後の航空機需要回復を見据え、中部地域における航空宇宙産業の生産高を令和元年度実績(10,818 億円)まで回復させることを目指した数値目標としている。

現在の第3期区域計画(令和3年度~令和7年度)が始まった令和3年度以降、特区目標(推計生産高)の実績値は目標値を下回っているが、足元では、航空機需要は回復に転じ、今後20年間でジェット旅客機の運行機数が1.6倍に増加すると見込まれており、令和5年度の実績値は令和3年度の3倍となっている。本税制を活用した設備投資も令和6年度2件、令和7年度4件見込んでいることから、これまで本税制を活用して整備した施設よる生産に加え十今後導入される設備分の生産(+α)により、特区目標への寄与が見込まれている。

需要回復局面において、世界的な競争が一層激化することが予想される中で、日本最大の産業集積地である中部地域のサプライヤーが、激しい競争に打ち勝つための生産体制の整備のための積極的な設備投資を本税制により促進することが、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。

○関西イノベーション国際戦略総合特区

評価指標:研究結果による効果

数値目標:特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年度~令和8年度の累積件数63件

(単位:件)

) 適用事	特区目標(累計の薬事申請数)				
	業数	目標値	実績値	うち税制適用 事業者分		
令和元年度	5	27	37	3		
令和2年度	3	30	45	6		
令和3年度	3	33	52	9		
令和4年度	2	51	54	9		
令和5年度	1	54	55	10		
令和6年度	1	57	58	13		

令和7年度	2	60	_	_
(見込)				
令和8年度	1	63	_	_
(見込)				

出典:特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用 事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には 令和8年度まで記載している。

関西イノベーション国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画 (令和4年度~令和8年度)までの間に、本税制措置を活用した事業は 計7件となる見込みである。本税制措置により整備した開発研究用器 具備品を活用し、令和6年度における薬事申請 58 件のうち 13 件が税 制適用事業者による申請となっている。

また、残る1社については、令和7年度及び令和8年度にそれぞれ1件ずつ、計2件の薬事申請が見込まれている(特区自治体による調査)。これにより、令和8年度の薬事申請目標 63 件に対し、税制適用事業者による申請は延べ 15 件程度を占める見通しであり、特区の目標達成に一定の寄与を果たしている。

これらの取組の結果、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。

○グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標: 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高数値目標: 年間売上高

約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在)→約 5.71 兆円(令和7年)

(単位:百億円)

	海田市	特区目標(年間売上高)※			
	適用事 業数(件)	目標値	中结体	うち税制適用	
	未致(計)	日保旭	実績値	事業者分	
令和元年度	9	420	370	343	
令和2年度	9	519	329	301	
令和3年度	8	424	323	288	
令和4年度	5	461	321	288	
令和5年度	6	497	396	363	
令和6年度	5	534	350	313	
令和7年度	8	571	_	_	
(見込)					

出典:特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用 事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※推計売上高は、上記調査による、当該年度における税制措置活用 分野の合計値(一部税制対象資産以外による売上高も含む。特区自 治体による算定。)。

グリーンアジア国際戦略総合特区では、現在の第3期区域計画(令和3年度~令和7年度)の間に本税制措置の適用を受ける事業数は計

32 件(見込含む)。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより、令和6年度の推計売上高は約313 百億円になった。また、税制適用された事業者においては、今後も整備した設備等を活用した生産が行われることに加え、令和7年度には本税制を活用し設備投資が8件見込まれていることから、従前の整備した施設よる売上高(令和6年度313億円)+今後導入される設備分の売上高(+α)が計上され、特区の目標達成に一定の寄与を果たしている。

これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。

【参考】

〇つくば国際戦略総合特区(令和7年度末に区域指定の解除を申請 予定)

評価指標:ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進

数値目標:事業・産業創出数

15件(令和3年度)→75件(令和7年度)

(単位:件)

	冷田市	特区目標(事業・産業創出数)				
	適用事 業数	目標値	実績値	うち税制適用 事業者分		
令和元年度	0	1				
令和2年度	0	1		_		
令和3年度	0	15	11	0		
令和4年度	0	30	15	0		
令和5年度	0	45	20	0		
令和6年度	0	60	37	0		
令和7年度	_	75		_		

出典:特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づく。税制適用 事業者分は、特区自治体による調査に基づく。

※つくば国際戦略総合特区では、平成25年度以降、本税制措置の適用を受けていない。なお、第3期区域計画の期限を今年度末に迎えるにあたり、総合特区の区域指定解除を申請する予定。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 適用事業者向けに実施したアンケート調査

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制措置を適用して設備投資を行う場合、設備投資による直接的な効果も発生することから、令和3年度から令和5年度における設備投資累計額を整理している。

特区名	適用 事業数	令和3~6年度 設備投資額総計
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	6	約 6,346 百万円
アジア No.1 航空宇宙産業クラスタ	6	約 970 百万円

一形成特区		
関西イノベーション国際戦略総合 特区	7	約 723 百万円
グリーンアジア国際戦略総合特区	24	約 60,865 百万円

なお、令和6年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,440億円、総合経済波及効果は約2,693億円、雇用誘発効果は16,143人であった。租税特別措置の直接的効果を、総設備投資額に税制上の特例措置が適用事業者の意思決定に寄与した比率を乗じて算定すると、上述のアンケート調査から、税制上の特例措置が事業者の意思決定に占める比重は27.0%で適用事業者における設備投資額1,440億円であったことから、直接的効果は、約388億円(1,440億円×27.0%)と推計される。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 適用事業者向けに実施したアンケート調査

《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》

〇設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて本税制措置は、各特区が目指す国際競争力の強化を目指す特定の産業分野の取組を後押しするものである。税制対象分野は、現在大きく分けて3分野であり産業技術、高度医療、環境技術となっており、これらの各分野は市場規模などや市場を巡る環境がそれぞれ異なっている。例えば、グリーンアジア特区においては、現在市場規模が急速に拡大する環境配慮型自動車(電気自動車など)関連分野の国際競争力の強化を図るための取組が近年行われており、大型の投資を行う傾向がある。他方、アジア No.1 航空宇宙クラスター特区では、我が国は旅客機製造を行える事業者がいないが、旅客機の製造に必要な基幹部品などの製造を担う事業者(サプライヤー)が多く、個々の部品ごとの市場規模は小さいがこれらの製造を担うサプライヤーの集積を狙う特区目標を掲げている。このように、各特区の目指す目標や適用事業者が狙う競争分野により設備投資規模は異なるものである。

次に、本税制措置の適用法人数は、制度創設当初から令和6年度までに 156 法人であり、分析対象期間における適用事業数は年平均 10 件程度であるが、これらの事業は総合特区制度の目的である国際競争力の強化に資する取り組みであり、かつ各特区が定める計画及び特区目標に沿う事業のみが適用されるものに限られている。また、前述の効果からみても各事業は特区目標の達成に貢献する取組が行われている。

令和7年度以降、29 法人が本税制措置の適用を見込んでおり、アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」がこれまで本税制を活用して整備した施設よる生産に加え+今後導入される設備分の生産(+α)が見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、税制適用事業者において、特区目標「累計の薬事申請数」が令和7年度及び8年度に2件見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が従前の整備した施設よる売上高(令和6年度 313 億円)+今後導入される設

				備分の売上高(+α)が見込まれることから、本税制措置は、各特区が掲げる目標達成、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積に寄与し、総合特区制度の達成目標の実現に有効な手段であると考える。
		5	税収減を是 認する理由 等	租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、 当該設備投資の結果、国際競争力の強化に資する研究開発や新製 品開発などにより市場の獲得等により、前述「④効果」のとおり各特区 の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認で きる効果がある。
11	相当性	1	租税特別措置等によるべき妥当性等	国際戦略総合特区は、特区に指定された地域における地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、特区ごとに定めた特定分野について産業の国際競争力の強化を図るためにこれらに取り組む民間事業者の創意工夫により実現しているものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考える。また、国際戦略総合特区制度は、産業の国際競争力の強化を図るため、特区が定めた特定分野の産業集積を図るため計画を設定し、特区の政策目的の達成を把握するための目標値を設定し、取り組んでいるものであり、本税制措置は、その目的を達成するための具体的なインセンティブ措置であることから妥当である。
			他の義の後との義子との表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制特例だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。総合特区における財政支援は、地域の主体的取組を支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行する制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金(令和8年度は地方創生支援利子補給金として要求予定)を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされ
12	有識者のり	見解	1	ている。

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和5年8月(R5 内閣 04)

総合特区設備投資促進税制 減収額の算定根拠

令和4年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	租税特別措置の適用実	
		態調査	
適用法人数(税額控除)	4件	租税特別措置の適用実	
		態調査	
①特別償却実施額	一百万円	租税特別措置の適用実	
		態調査	
②税額控除実施額	46 百万円	租税特別措置の適用実	
	40 日 り 口	態調査	
③減収額		一百万円+50.74 百万	4-1+4-2+5
	51.94 百万円	円+一百万円+1.2 百	+6
		万円	
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(一百万円×23.2%) ×(1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
④-2 法人税(税額控除)	50.74 百万円	(46 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	一百万円×23.2 % ×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	1.2 百万円	一百万円+1.2 百万円	7+8
⑦所得割	一百万円	一百万円×1%	①×税率
⑧特別法人事業税	1.2 百万円	46 百万円×1% ×260%	②×税率

令和5年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	1件	租税特別措置の適用実態	
	' 	調査	
適用法人数(税額控除)	3件	租税特別措置の適用実態	
	31+	調査	

①特別償却実施額	48 百万円	租税特別措置の適用実態 調査	
②税額控除実施額	320 百万円	租税特別措置の適用実態 調査	
③減収額	374.82 百万円	12.28 百万円+352.96 百万円+0.78 百万円 +8.80 百万円	4 -1+ 4 -2 + 5 + 6
④-1 法人税(特別償却)	12.28 百万円	(48 百万円×23.2%) ×(1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
④-2 法人税(税額控除)	352.96 百万円	(320 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	0.78 百万円	48 百万円×23.2% ×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	8.80 百万円	0.48 百万円+8.32 百万 円	7+8
⑦所得割	0.48 百万円	48 百万円×1%	①×税率
8特別法人事業税	8.32 百万円	320 百万円×1% ×260%	②×税率

令和6年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	8件	特区自治体調査	
①特別償却実施額	一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額	392 百万円	特区自治体調査	
③減収額	442.57 百万円	一百万円+432.38 百万 円+一百万円+10.19 百 万円	4 -1+ 4 -2 + 5 + 6
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(一百万円×23.2%)× (1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
④-2 法人税(税額控除)	432.38 百万円	(392 百万円) × (1+ 10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	一百万円×23.2% ×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	10.19 百万円	-百万円+10.19 百万円	7+8
⑦所得割	一百万円	一百万円×1%	①×税率

	│ ⑧特別法人事業税	10.10 五下田	392 百万円×1%	 ②×税率
	② 特別法人争未忧	10.19 百万円	×260%	② × 优 <i>华</i>

令和7年度

区分	数値	出典·計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	13 件	特区自治体調査	
①特別償却実施額	一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額	3,815 百万円	特区自治体調査	
③減収額	4,307.14 百万円	0 百万円+4,207.95 百 万円+0 百万円 99.19 百万円	4 -1+ 4 -2 + 5 + 6
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0百万円×23.2%)× (1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
④-2 法人税(税額控除)	4,207.95 百万円	(3,815 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	0 百万円×23.2%× 7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	99.19 百万円	0 百万円+99.19 百万 円	7+8
7所得割	一百万円	0 百万円×1%	①×税率
8特別法人事業税	99.19 百万円	3,815 百万円×1%× 260%	②×税率

令和8年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	10 件	特区自治体調査	
①特別償却実施額	一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額	5,973 百万円	特区自治体調査	
③減収額	6,743.52 百万円	0 百万円+6,588.22 百 万円+0 百万円+155.3 百万円	4 -1+ 4 -2 + 5 + 6
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0百万円×23.2%)× (1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
④-2 法人税(税額控除)	6,588.22 百万円	(5,973 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)

⑤法人住民税	一百万円	0 百万円×23.2%× 7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	155.3 百万円	0 百万円+155.3 百万 円	7+8
⑦所得割	一百万円	0 百万円×1%	①×税率
8特別法人事業税	155.3 百万円	5,973 百万円×1%× 260%	②×税率

令和9年度

区分	数值	出典·計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	一件	特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	6件	特区自治体調査	
①特別償却実施額	一百万円	特区自治体調査	
②税額控除実施額	3,730 百万円	特区自治体調査	
③減収額	4,211.17 百万円	0 百万円+4,114.19 百 万円+0 百万円+96.98 百万円	4 -1+ 4 -2 + 5 + 6
④-1 法人税(特別償却)	一百万円	(0百万円×23.2%)× (1+10.3%)	(①×税率)×(1 +税率)
④-2 法人税(税額控除)	4,114.19 百万円	(3,730 百万円)×(1+ 10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	一百万円	0 百万円×23.2%× 7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	96.98 百万円	0 百万円+96.98 百万 円	7+8
⑦所得割	一百万円	0 百万円×1%	①×税率
8特別法人事業税	96.98 百万円	3,730 百万円×1%× 260%	②×税率